

八 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）

改 正 案	現 行
目次 第一章第三章（略） 第四章 金融先物清算機関（第九十条の二―第九十条の二十二） 第五章 雑則（第九十一条―第九十三条） 第六章 罰則（第九十四条―第一百五条） 第七章 犯則事件の調査等（第一百六条―第二百二十三条） 附則 （定義） 第二条（略） 2 11（略） 12 この法律において「金融先物債務引受業」とは、金融先物取引業者を相手方として、金融先物取引業者が行う金融先物取引等、店頭金融先物取引その他政令で定める取引に基づく債務の引受けを行う営業をいう。 13 この法律において「金融先物清算機関」とは、第九十条の二又は第九十条の二十一第一項の規定により内閣総理大臣の免許又は承認を受けた者をいう。	目次 第一章第三章（略） 第四章 雑則（第九十一条―第九十三条） （新設） 第五章 罰則（第九十四条―第一百五条） 第六章 犯則事件の調査等（第一百六条―第二百二十三条） 附則 （定義） 第二条（略） 2 11（略） （新設） （新設）

(会員の欠格事由)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることのできない。

一 (略)

二 第五十三条第一項若しくは第九十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第三条の免許若しくは第九十条の二の免許を取り消され、若しくは第七十九条第一項の規定により第五十六条の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の免許若しくは許可(当該免許又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。第五号へにおいて「免許等」という。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三・四 (略)

五 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 二 (略)

ホ 金融先物取引所が第五十一条若しくは第五十三条第一項の規定により第三条の免許を取り消された場合、金融先物取引業者が第七十九条第一項の規定により第五十六条の許可を取り消された場合又は金融先物清算機関が第九十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第九十条の二の免許を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該金融先物取引所、金融先物取引業者又は金融先物清算機関の役員であつた者で

(会員の欠格事由)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることのできない。

一 (略)

二 第七十九条第一項の規定により第五十六条の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。第五号へにおいて「許可等」という。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三・四 (略)

五 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 二 (略)

ホ 金融先物取引業者が第七十九条第一項の規定により第五十六条の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該金融先物取引業者の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

当該取消の日から五年を経過しないもの

へ この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第三条若しくは第九条の二の免許又は第五十六条の許可と同種の免許等を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該免許等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ト 第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第二項、第七十九条第二項若しくは第九条の二の第二項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による命令（これに相当する外国の法令によるその他の行政処分を含む。）により解任され、その解任の日から五年を経過しない者

チ・リ （略）

（出資及び責任）

第二十条 （略）

2 （略）

3 前項の規定にかかわらず、第九条の二第一項の承認を受けた金融先物会員制法人に係る同条第二項の規定により当該金融先物会員制法人の損失を負担すべき会員の出資額については、定款の定めるところにより、他の会員の出資額を上回ることができる。

4 （略）

へ この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第五十六条の許可と同種の許可等を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ト 第五十三条第二項、第五十四条第二項若しくは第七十九条第二項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による命令（これに相当する外国の法令によるその他の行政処分を含む。）により解任され、その解任の日から五年を経過しない者

チ・リ （略）

（出資及び責任）

第二十条 （略）

2 （略）

3 前項の規定にかかわらず、第四条第二項の規定により金融先物会員制法人の損失を負担すべき会員の出資額については、定款の定めるところにより、他の会員の出資額を上回ることができる。

4 （略）

5 会員の金融先物会員制法人に対する責任は、定款の定める経費の負担及び第九十条の二十一第一項の承認を受けた金融先物会員制法人に係る同条第二項の規定による損失の負担のほか、その出資額を限度とする。

6 (略)

(会員の議決権)

第二十一条 会員は、出資額にかかわらず、各々一個の議決権を有する。ただし、第九十条の二十一第一項の承認を受けた金融先物会員制法人にあつては、前条第三項の規定により他の会員の出資額を上回る出資をしている会員がある場合における第九十条の二十一第二項の規定による損失の負担に関連する事項の議決については、定款で別段の定めをすることができる。

(信認金)

第三十五条の三 会員等は、定款(株式会社金融先物取引所にあつては、業務規程。次項、次条第一項、第三十七条第一項及び第四十一条第一項において同じ。)の定めるところにより、金融先物取引所に対し、信認金を預託しなければならない。

2・3 (略)

(削る)

5 会員の金融先物会員制法人に対する責任は、定款の定める経費の負担及び第四十条第二項の規定による損失の負担のほか、その出資額を限度とする。

6 (略)

(会員の議決権)

第二十一条 会員は、出資額にかかわらず、各々一個の議決権を有する。ただし、前条第三項の規定により他の会員の出資額を上回る出資をしている会員がある場合における第四十条第二項の規定による損失の負担に関連する事項の議決については、定款で別段の定めをすることができる。

(信認金)

第三十五条の三 会員等は、定款(株式会社金融先物取引所にあつては、業務規程。次項及び次条第一項において同じ。)の定めるところにより、金融先物取引所に対し、信認金を預託しなければならない。

2・3 (略)

4| 金融先物取引所は、第四十条第一項の規定により、会員等に代わつて債務を履行し、又は引き受けたことにより取得した債権と当該会員等に対する信認金に係る債務を相殺してはならない。

4| (略)

(業務規程の記載事項)

第三十六条 金融先物取引所の業務規程には、次に掲げる事項(会員金融先物取引所にあつては、第一号及び第二号を除く。)を記載しなければならない。

一・二 (略)

二の二 取引証拠金に関する事項

三・九 (略)

(取引証拠金等の預託)

第三十七条 金融先物取引所(その金融先物市場における取引所金融先物取引(内閣総理大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。))の全部又は一部に関し、他の金融先物清算機関に金融先物債務引受業等(金融先物債務引受業及び第九十条の六第一項の業務をいう。以下同じ。))を行わせる旨を定款で定めた場合にあつては、当該取引所金融先物取引について金融先物債務引受業等を行う金融先物清算機関。第四項において同じ。)は、取引所金融先物取引について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

一・四 (略)

2
5 (略)

5| (略)

(業務規程の記載事項)

第三十六条 金融先物取引所の業務規程には、次に掲げる事項(会員金融先物取引所にあつては、第一号及び第二号を除く。)を記載しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

三・九 (略)

(取引証拠金等の預託)

第三十七条 金融先物取引所は、取引所金融先物取引(内閣総理大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。))について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

一・四 (略)

2
5 (略)

第四十条 削除

(債務不履行による損害賠償)

第四十一条 会員等が取引所金融先物取引に基づく債務の不履行により他の会員等、金融先物取引所又は金融先物清算機関(金融先物取引所の定款において定める金融先物清算機関に限る。以下この条において同じ。)に損害を与えたときは、その損害を受けた会員等、金融先物取引所又は金融先物清算機関は、その損害を与えた会員等の信託金及び取引証拠金(内閣府令で定めるものに限る。)について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

2 第三十五条の三第三項の規定による取引所金融先物取引の委託者が優先弁済を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、同項の信託金についての会員等、金融先物取引所又は金融先物清算機関の権利に対して優先する。

(金融先物取引所による債務の履行等)

第四十条 金融先物取引所は、取引所金融先物取引を円滑にするため、定款の定めるところにより、会員等に代わつて当該会員等の取引所金融先物取引に基づく債権又は債務について、当該債権を行使し、若しくは取得し、又は当該債務を履行し、若しくは引き受けることができる。

2 金融先物取引所は、前項の規定による債務の履行又は引受けにより損失が生じた場合において、定款の定めるところにより、一部の会員等に当該損失の全部又は一部を負担させることができる。

(債務不履行による損害賠償)

第四十一条 会員等が取引所金融先物取引に基づく債務の不履行により他の会員等又は金融先物取引所に損害を与えたときは、その損害を受けた会員等又は金融先物取引所は、その損害を与えた会員等の信託金及び取引証拠金(内閣府令で定めるものに限る。)について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

2 第三十五条の三第三項の規定による取引所金融先物取引の委託者が優先弁済を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、同項の信託金についての会員等又は金融先物取引所の権利に対して優先する。

(定款等の変更の認可等)

第五十一条の二 (略)

2 金融先物取引所は、第四条第一項第二号から第四号までに掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。金融先物取引所の規則(定款、業務規程及び受託契約準則並びに第九十条の二十一第一項の承認を受けて行つ金融先物債務引受業に係る業務方法書を除く。)の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

第四章 金融先物清算機関

(免許)

第九十条の二 金融先物債務引受業は、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

(免許の申請)

第九十条の三 前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本の額

三 本店その他の営業所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役の氏名

(定款等の変更の認可等)

第五十一条の二 (略)

2 金融先物取引所は、第四条第一項第二号から第四号までに掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。金融先物取引所の規則(定款、業務規程及び受託契約準則を除く。)の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

(新設)

(新設)

(新設)

五 金融先物債務引受業等及びこれに附帯する業務以外の業務を営むときは、その業務の内容

2| 免許申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次条第二項第一号及び第三号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

二 定款

三 会社登記簿の謄本

四 業務方法書

五 貸借対照表及び損益計算書

六 収支の見込みを記載した書類

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3| 前項の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（免許審査基準）

第九十条の四 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、金融先物債務引受業を適正かつ確実に遂行するために十分であること。

二 金融先物債務引受業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有

（新設）

し、かつ、金融先物債務引受業に係る収支の見込みが良好であること。

三 その人的構成に照らして、金融先物債務引受業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合したと認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 免許申請者が株式会社でないとき。

二 免許申請者が第十九条第二号から第四号までのいずれかに該当するとき。

三 免許申請者の取締役又は監査役のうちに第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当する者があるとき。

四 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

（免許の拒否等）

第九十条の五 内閣総理大臣は、第九十条の三第一項の規定による免許の申請があつた場合において、その免許を与えることが適当でないと認めるときは、免許申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならない。

2 内閣総理大臣が、第九十条の二の規定による免許を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なく、そ

（新設）

の旨を書面により免許申請者に通知しなければならない。

（業務の制限）

第九十条の六 金融先物清算機関は、業務方法書の定めるところにより、金融先物取引業者以外の者を相手方として、金融先物業者以外の者が行う金融先物取引等、店頭金融先物取引その他政令で定める取引に基づく債務の引受けを業として行うことができる。

2| 金融先物清算機関（金融先物清算機関が金融先物取引所である場合を除く。以下この条、第九十条の十三、第九十条の十四及び第九十条の十九第一項において同じ。）は、金融先物債務引受業等及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。ただし、金融先物債務引受業に関連する業務で、当該金融先物清算機関が金融先物債務引受業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

3| 金融先物清算機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（業務方法書）

第九十条の七 金融先物清算機関は、業務方法書の定めるところにより、その業務を行わなければならない。

2| 業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

（新設）

（新設）

「前条第一項の業務を行う場合にあつては、その旨	
二 金融先物債務引受業（前条第一項の業務を行う場合にあつては、金融先物債務引受業等。以下この項及び第九十条の十において同じ。）の対象とする債務の起因となる取引の種類	
三 金融先物債務引受業の相手方とする者（以下「清算参加者」という。）の要件に関する事項	
四 金融先物債務引受業として行う債務の引受け及びその履行に関する事項	
五 清算参加者の債務の履行の確保に関する事項	
六 その他内閣府令で定める事項	
（秘密保持義務）	
第九十条の八 金融先物清算機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。	（新設）
（不当な差別的取扱いの禁止）	
第九十条の九 金融先物清算機関は、特定の清算参加者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。	（新設）
（金融先物債務引受業の適切な遂行を確保するための措置）	
第九十条の十 金融先物清算機関は、金融先物債務引受業により損失が生じた場合に清算参加者が当該損失の全部を負担する旨を業務方	（新設）

法書において定めることその他の金融先物債務引受業の適切な遂行を確保するための措置を講じなければならない。

（清算預託金）

第九十条の十一 金融先物清算機関が業務方法書で清算預託金（清算参加者が金融先物清算機関に対し債務の履行を担保するために預託する金銭その他の財産（内閣府令で定めるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を定めている場合において、清算参加者が債務の不履行により金融先物清算機関に対し損害を与えたときは、その損害を受けた金融先物清算機関は、その損害を与えた清算参加者の清算預託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

（定款又は業務方法書の変更の認可）

第九十条の十二 金融先物清算機関の定款又は業務方法書の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（資本の額等の変更の届出）

第九十条の十三 金融先物清算機関は、第九十条の三第一項第二号から第四号までに掲げる事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、同条第二項第一号又は第三号に掲げる書類を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

(役員の欠格事由等) 第九十条の十四 第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当する者は、金融先物清算機関の取締役又は監査役となることができない¹	(新設)
2 金融先物清算機関の取締役又は監査役が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失つ。 3 内閣総理大臣は、不正の手段により金融先物清算機関の取締役若しくは監査役となつた者のあることを発見したとき、又は金融先物清算機関の取締役若しくは監査役が法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分に違反したときは、当該金融先物清算機関に対し、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。	
(業務に関する帳簿書類) 第九十条の十五 金融先物清算機関は、内閣府令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類その他の記録を作成し、これを保存しなければならない。	(新設)
(事業報告書の提出) 第九十条の十六 金融先物清算機関は、決算期ごとに、事業報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。 2 前項の事業報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。	(新設)

〔立入検査等〕

第九十条の十七 内閣総理大臣は、金融先物債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、金融先物清算機関に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、金融先物清算機関の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2| 第五十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

〔業務改善命令〕

第九十条の十八 内閣総理大臣は、金融先物債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、金融先物清算機関に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

〔免許の取消し等〕

第九十条の十九 内閣総理大臣は、金融先物清算機関がその免許を受けた当時第九十条の四第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その免許を取り消すことができる。

2| 内閣総理大臣は、金融先物清算機関が法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分違反したときは、第九十条の二の免許若しくは第九十条の六第二項ただし書若しくは第九十条の二十一第一項の承

（新設）

（新設）

（新設）

認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその役員の解任を命ずることができる。

（解散等の認可）

第九十条の二十 金融先物清算機関の金融先物債務引受業の廃止又は解散の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（新設）

（金融先物取引所による金融先物債務引受業等）

第九十条の二十一 金融先物取引所は、第九条及び第九十条の二の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けて金融先物債務引受業等及びこれに附帯する業務を営むことができる。

（新設）

2 会員金融先物取引所は、前項の規定による金融先物債務引受業等により損失が生じた場合において、定款の定めるところにより、一部の会員等に当該損失の全部又は一部を負担させることができる。

第九十条の二十二 内閣総理大臣は、前条第一項の承認を受けた金融

（新設）

先物取引所が、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により前条第一項の承認を受けたとき。
- 二 第三条の免許を取り消されたとき。
- 三 第四十八条の二第一項各号のいずれかに該当するとき。

第五章 雑則

(監督処分公告)

第九十一条 内閣総理大臣は、第五十一条、第五十三条、第五十四条、第七十九条又は第九十条の十九第一項若しくは第二項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(財務大臣への協議)

第九十一条の三の二 内閣総理大臣は、金融先物取引所又は金融先物清算機関に対し、次に掲げる処分をすることが取引所金融先物取引に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、取引所金融先物取引の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一・二 (略)

- 三 第九十条の十九第一項若しくは第二項の規定による第九十条の二の免許の取消し又は第九十条の十九第二項若しくは第九十条の二十二の規定による第九十条の二十一第一項の承認の取消し
- 四 第九十条の十九第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

(財務大臣への通知)

第四章 雑則

(監督処分公告)

第九十一条 内閣総理大臣は、第五十三条、第五十四条又は第七十九条の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(財務大臣への協議)

第九十一条の三の二 内閣総理大臣は、金融先物取引所に対し、次に掲げる処分をすることが取引所金融先物取引に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、取引所金融先物取引の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(財務大臣への通知)

第九十一条の三の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一七 (略)

八 第九十条の二の規定による免許又は第九十条の二十一の規定による承認

九 第九十条の十九第一項若しくは第二項の規定による第九十条の二の免許の取消し又は第九十条の十九第二項若しくは第九十条の二十二の規定による第九十条の二十一第一項の承認の取消し

十 第九十条の十九第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

十一 第九十条の二十の規定による認可

2・3 (略)

(財務大臣への資料提出等)

第九十一条の四 (略)

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に関し、金融先物取引及び金融先物取引等の受託等に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、金融先物取引所、金融先物取引所の会員等、金融先物取引業者、金融先物取引業協会又は金融先物清算機関に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第六章 罰則

第九十一条の三の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一七 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2・3 (略)

(財務大臣への資料提出等)

第九十一条の四 (略)

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に関し、金融先物取引及び金融先物取引等の受託等に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、金融先物取引所、金融先物取引所の会員等、金融先物取引業者又は金融先物取引業協会に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第五章 罰則

第九十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 六 (略)

七 第九十条の二の規定に違反して金融先物債務引受業を営んだ者

第九十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三 (略)

四 第九十条の十九第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第九十四条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項、第二項若しくは第三項、第五十八条第一項若しくは第二項又は第九十条の三第一項若しくは第二項の免許申請書、許可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

二 第五十二条第一項、第七十七条第一項、第九十条第一項又は第九十条の十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

三 第五十二条第一項、第七十七条第一項、第九十条第一項若しくは第九十条の十七第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは

第九十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 六 (略)

(新設)

第九十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三 (略)

(新設)

第九十四条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項、第二項若しくは第三項又は第五十八条第一項若しくは第二項の免許申請書、許可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

二 第五十二条第一項、第七十七条第一項又は第九十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

三 第五十二条第一項、第七十七条第一項若しくは第九十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの

は忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 第七十五条若しくは第九十条の十五の規定による帳簿書類その他の記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類その他の記録の作成をした者

五 第七十六条若しくは第九十条の十六第一項の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者

第百条 第九条の四、第八十八条の四又は第九十条の八の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 九 (略)

十 第九十条の六第三項若しくは第九十条の十三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 十六 (略)

十七 第九十条の十八の規定による命令に違反した者

第七章 犯則事件の調査等

規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 第七十五条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

五 第七十六条の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者

第百条 第九条の四又は第八十八条の四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 九 (略)

(新設)

第百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 十六 (略)

(新設)

第六章 犯則事件の調査等

[